

# 住居確保給付金のしおり

離職又は休業等による収入減を理由に  
住居を喪失又はそのおそれのある方へ  
～住居確保給付金のご案内～

## 住居確保給付金とは

離職者又は休業等による収入減少者であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住居費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

単身世帯 32,000円 2人世帯 38,000円 3～5人世帯 42,000円  
6人世帯 45,000円 7人以上世帯 50,000円

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長および再延長が可能）

支給方法：原則、大家等への代理納付

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①次のいずれかの理由により経済的に困窮し、住居喪失又はそのおそれがある。
  - (イ) 離職又は自営の廃業
  - (ロ) 給与その他の業務上の収入を得る機会が、申請者個人の責に帰すべき理由、都合によらず減少した
- ②申請日において、離職等の日から2年以内である。（やむを得ない事情により連続して30日以上求職活動ができなかった場合は、その期間を加算（加算後の上限は4年））（上記①（イ）に該当する方の場合のみ）
- ③離職等の前に、主たる生計維持者であった。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等によって、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④申請日の属する月の、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の金額以下（別表1参照）である。  
\_\_人世帯：基準額 \_\_ 万円 + 家賃 \_\_ 万円 = 収入基準額 \_\_ 万円以下
- ⑤申請日において、申請者および申請者と同一世帯に属する者の金融資産の合計額が次の金額以下（別表2参照）である。 \_\_人世帯 \_\_ 万円以下
- ⑥ハローワーク等にて求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記①（ロ）に該当する方で、経営相談先の助言により作成した活動計画に基づき活動を行うことが自立に資すると判断された場合は、当該活動を求職活動に代えることができる。
- ⑦自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付を、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

## 住居確保給付金の支給額

### 月収が基準額以下の方

住居確保給付金支給額は実家賃額※が支給されます。

### 月収が基準額を越える方

月収が基準額を超え、収入基準額以下の方は以下の数式により算定された額となります。

住居確保給付金支給額※ = 実家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

※支給額の上限は以下の通りです。

単身世帯	32,000円	2人世帯	38,000円
3～5人世帯	42,000円	6人世帯	45,000円
7人以上世帯	50,000円		

## 住宅の初期費用および生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」の準備が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会へ「生活福祉資金（総合支援資金）」の貸付申込みが可能です。

### ※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）とあわせて、生活費および一時的な資金を貸付け、生活の立て直しを支援するための資金です。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
- 3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子  
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

## 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住居を喪失している方で、住居確保給付金受給までの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会へ「臨時特例つなぎ資金」の貸付申込みが可能です。

### ※臨時特例つなぎ資金

公的給付等を受給するまでの当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

## 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ①住居確保給付金支給申請書
- ②住居確保給付金申請時確認書
- ③本人確認書類（次のいずれかの写し）
  - 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード 等
- ④離職等の状況が確認できる次のいずれかの書類
  - (イ)離職者又は自営を廃業した方
    - ・離職又は廃業から2年以内であることが確認できる書類の写し（離職票、雇用保険受給資格者証、廃業届など離職等の時期の確認書類）
      - ※やむを得ない事情により連続して30日以上求職活動ができなかった期間がある場合は、その事実を確認できる書類の写し（医師の診断書 等）
  - (ロ)給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責に帰すべき理由・都合によらず減少した方
    - ・収入を得る機会が減少したことが確認できる書類の写し（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等がキャンセルになったことがわかる文書、自営収入減少が確認できる売上台帳・帳簿と過年度の確定申告書（控え）等）
    - ・自営業者のうち、経営改善の意欲を持ち経営相談先への相談による自立に向けた活動を行うことを希望する方は、経営改善に関する事前相談をし、その相談結果を報告することが必要
- ⑤申請者および申請者と同一世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
  - 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている方は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている方は「年金証書」または「年金振込通知書」、その他各種福祉手帳など
  - ※原則22歳以下かつ学校教育法に規定する高等学校等（大学院及び専門職第2学院を除く）に就学中の子の収入は含まない
- ⑥申請者および申請者と同一世帯に属する者の、申請日時点での残高が確認できる金融機関の通帳等の写し
  - ※資産には、外貨・債権・株式・投資信託・NISA・暗号資産も含む
  - ※負債がある場合、他の金融資産との相殺はしない
  - ※確認資料は、Webページ等の印刷物でも可

# 住居確保給付金の申請から決定まで

## 住宅を喪失するおそれのある方の場合

### ◆住居確保給付金の支給申請

○必要書類を添えて、申請書を福祉総務課生活支援担当窓口へ提出します。

○申請書の写しの交付にあわせて、次の用紙が配布されます。

- ・「入居住宅に関する状況通知書」
- ・ハローワーク等で求職活動を行う場合  
「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」
- ・自立に向けた活動を行う場合  
「自立に向けた活動計画」

### ◆入居住宅の貸主との調整

○不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して申請状況を伝え、たうえで、「入居住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、交付を受けてください。

### ◆求職活動等への取り組み状況確認

○ハローワーク等で求職活動を行う場合

ハローワーク等にて求職申込みのうえ、申請書の写しを提示し「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」への記載を依頼し、交付を受けてください。

○自立に向けた活動を行う場合

経営相談先へ相談申込みのうえ、助言を受けながら「自立に向けた活動計画」を立案し、用紙に記入してください。

### ◆住居確保給付金の確認書類の提出

○不動産媒介業者等から交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、福祉総務課生活支援担当窓口へ提出してください。

○求職活動等の取り組み状況の報告について

- ・ハローワーク等で求職活動を行う場合

交付された「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を福祉総務課生活支援担当窓口へ提出し、申請時確認書（様式1-5）裏面に求職番号を記載してください。

- ・自立に向けた活動を行う場合

記入した「自立に向けた活動計画」を福祉総務課生活支援担当窓口へ提出し、申請時確認書（様式1-5）裏面に経営相談先名称を記載してください。

#### ◆住居確保給付金の審査・決定

○審査の結果、受給資格ありと判断された場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて以下の用紙が配布されます。

- ・ハローワーク等で求職活動を行う場合  
「常用就職届」、「職業相談確認票」、  
「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」
- ・自立に向けた活動を行う場合  
「自立に向けた活動状況報告書」

○入居している住宅の不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。

○住居確保給付金は、原則、秋田市から不動産媒介業者等の指定口座へ振り込まれます。

○受給資格なしと判断された場合には「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産媒介業者等に住居確保給付金が不支給決定となった旨を連絡してください。

#### ◆総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

○住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、秋田市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出することで、総合支援資金（生活支援費）の貸付申込みが可能となります。

審査が通ると、社会福祉協議会から貸付決定が通知されます。

## 住宅を喪失している方の場合

### ◆住居確保給付金の支給申請

○必要書類を添えて、申請書を福祉総務課生活支援担当窓口へ提出します。

○申請書の写しが交付され、あわせて以下の用紙が配布されます。

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」
- ・ハローワーク等で求職活動を行う場合  
「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」
- ・自立に向けた活動を行う場合  
「自立に向けた活動計画」

### ◆入居予定住宅の確保

○不動産媒介業者等に申請書の写しを提示し、住居確保給付金支給決定を条件に入居可能な賃貸住宅を探してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は秋田市内です。

○敷金、礼金等の初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金（住宅入居費）の貸付利用をする場合は、その旨を不動産媒介業者等に伝えてください。

○入居可能な住宅を確保した場合には、不動産媒介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、交付を受けてください。

### ◆求職活動等への取り組み状況確認

○ハローワーク等で求職活動を行う場合

ハローワーク等にて求職申込みのうえ、申請書の写しを提示し「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」への記載を依頼し、交付を受けてください。

○自立に向けた活動を行う場合

経営相談先へ相談申込みのうえ、助言を受けながら「自立に向けた活動計画」を立案して用紙に記入してください。

### ◆住居確保給付金の確認書類の提出

○不動産媒介業者等から交付された「入居予定住宅に関する状況通知書」を、福祉総務課生活支援担当窓口へ提出してください。

○求職活動等の取り組み状況の報告について

- ・ハローワーク等で求職活動を行う場合

交付された「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を福祉総務課生活支援担当窓口へ提出し、申請時確認書（様式1-5）裏面に求職番号を記載してください。

- ・自立に向けた活動を行う場合

記入した「自立に向けた活動計画」を福祉総務課生活支援担当窓口へ提出し、申請時確認書（様式1-5）裏面に経営相談先名称を記載してください。

#### ◆住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、あわせて「住居確保報告書」の用紙が配布されます。
- 受給資格なしと判断された場合は「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合、住居を確保している不動産媒介業者等に住居確保給付金の不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

#### ◆総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、秋田市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写しおよび「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出することで、総合支援資金（住宅入居費）の貸付申込みが可能となります。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて秋田市社会福祉協議会に総合支援資金（生活支援費）の貸付申込みが可能です。

#### ◆賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の貸付申込みをしている場合は、申込書の写しも提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の貸付申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産媒介業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）の貸付申込みをせず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産媒介業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の貸付申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを秋田市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）貸付が決定されると、住宅入居費が不動産媒介業者等に振り込まれます。

#### ◆入居手続き

- 住宅入居費が不動産媒介業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産媒介業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- 入居手続き後、すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。



#### ◆住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、賃貸借契約書の写しおよび新住所における「住民票」の写しを添付して「住居確保報告書」を福祉総務課生活支援担当窓口へ提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて以下の用紙が配布されます。
  - ・ハローワーク等で求職活動を行う場合  
「常用就職届」、「職業相談確認票」  
「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」
  - ・自立に向けた活動を行う場合  
「自立に向けた活動状況報告書」
- 住宅を確保している不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は、原則、秋田市から不動産媒介業者等の指定口座へ振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方は、償還について秋田市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の貸付申込みをしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを秋田市社会福祉協議会へ提出してください。  
審査が通ると、社会福祉協議会から貸付決定が通知されます。

## 住居確保給付金受給中の義務

受給期間中は、ハローワーク等の利用、経営相談先の助言、福祉総務課生活支援担当の支援員等の助言、その他様々な方法により、求職活動または自立に向けた取り組みを行ってください。

- ◆毎月4回以上、福祉総務課生活支援担当の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。
- ◆ハローワーク等で求職活動を行う場合
  - ① 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワーク等の窓口で職業相談をする必要があります。このとき「職業相談確認票」に担当者から相談日、担当者名、支援内容を記入してもらい、確認印を受けます。この「職業相談確認票」は支援員等との面談の際に持参してください。
  - ② 原則週1回以上、求人先への応募を行うか求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワーク等からの紹介に限ったものではなく、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。活動結果について「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に記入し、求人票や求人情報誌等の当該部分（写しでも可）を添付して支援員等との面談の際に持参してください。
- ◆自立に向けた活動を行う場合
  - ① 原則月1回以上、経営相談先で面談等の支援を受ける必要があります。
  - ② 経営相談先の助言等を受けて作成した「自立に向けた活動計画」に基づき、月1回以上、活動を行う必要があります。活動結果について、「自立に向けた活動状況報告書」に記入し、支援員等との面談の際に持参してください。
- ◆福祉総務課生活支援担当から支援プランが提案された場合は、同意の上、プランに記載された就労支援（職業訓練等）を受けてください。
- ◆給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少したことにより住居確保給付金を申請・受給決定した方は、収入額を確認することができる書類を、福祉総務課生活支援担当窓口へ毎月提出してください。

## 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を福祉総務課生活支援担当窓口へ提出してください。
- ◆提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、福祉総務課生活支援担当窓口へ毎月提出してください。

## 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆住居確保給付金の受給期間が終了する際、一定の要件を満たしていれば、受給期間3か月を、2回まで、延長することが可能です。

(要件) ・受給中に誠実かつ熱心に求職活動又は自立に向けた活動を行っていたこと

・世帯の収入と預貯金等が一定額以下であること

住居確保給付金受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、決定された受給期間の最終月に、収入と預貯金等を確認することができる書類を準備して福祉総務課生活支援担当窓口へお越しください。

※受給期間再延長が決定した場合、それまで自立に向けた活動を行っていた方も含め、すべての方がハローワーク等での求職活動を行う必要があります。

## 支給の変更手続きが必要となる場合があります

- ◆以下の場合には、変更手続きを行ってください。
  - 支給対象である住居の家賃が変更された場合
  - 収入により支給額の調整（一部支給）を受けていた方が、受給中に世帯収入が減少したことにより基準額以下に至った場合
  - 入居者の責によらず転居せざるを得ない場合、又は秋田市内での転居が適当であると福祉総務課生活支援担当から助言があった場合
- ◆変更理由が確認・証明できる書類を準備して福祉総務課生活支援担当窓口へお越しください。

## 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆受給中の義務（毎月4回以上の福祉総務課生活支援担当支援員等による面接支援等に加え、毎月2回以上のハローワーク等での職業相談および原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う、又は毎月1回以上の経営相談先への相談および自立に向けた活動計画に基づいた毎月1回以上の活動等）を果たさず、求職活動又は自立に向けた活動を怠る場合は、支給を中止します。
- ◆福祉総務課生活支援担当が提案した支援プランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆受給中に常用就職した又は収入を得る機会が増加したことにより、当該就労等により得られた収入が収入基準額を超えた場合には、原則としてその収入が得られた月の支給から中止します。また、その報告を怠った場合には支給を中止することがあります。
- ◆支給対象である住居から退去した者（大家からの要請の場合、福祉総務課生活支援担当の助言による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合には、直ちに支給を中止します。
- ◆受給者が禁固刑以上の刑に処された場合、又は受給者および受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合には、直ちに支給を中止します。
- ◆受給者が生活保護費を受給した場合には支給を中止します。
- ◆支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 住居確保給付金の再支給について

- ◆住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ただし、住居確保給付金受給終了後、常用就職した又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したのち、新たに解雇（自身の責任による理由や個人の都合によるものを除く）もしくは給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責任による理由や都合によらずに減少した場合に限り、再支給を受けることができます。

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には該当しません。

## 支給済の住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆住居確保給付金支給決定後、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付金について秋田市が徴収するとともに、受給中の場合には以降の住居確保給付金の支給を中止することとなります。

<別表1 収入要件基準額>

世帯人数	基準額	家賃額 ※上限額	収入基準額 ※上限額
1人	81,000円	32,000円	113,000円
2人	123,000円	38,000円	161,000円
3人	157,000円	42,000円	199,000円
4人	194,000円		236,000円
5人	232,000円		274,000円
6人	269,000円	45,000円	314,000円
7人	306,000円	50,000円	356,000円

※上記表の家賃額は支給上限額であり、実際の家賃額がこれ以下である場合には当該家賃額を用いて収入基準額を算定します。

<別表2 金融資産要件>

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

お問い合わせ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1  
秋田市福祉事務所福祉総務課生活支援担当  
TEL 018-888-5659  
FAX 018-888-5658